

令和5年第3回野洲市議会臨時会提出案件

1 専決処分 4件

□議第40号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和4年度野洲市一般会計補正予算(第16号))

①予算額(3/31 専決)

- ・補正前予算額 27,897,622千円
- ・補正額 137,184千円
- ・補正後予算額 28,034,806千円

②補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査(136,910千円)
- ・特別交付税の額の確定による減額(△3,875千円)
- ・自治振興交付金の額の確定に伴う県支出金の減額(△5,159千円)
- ・ふるさと納税に係るまちづくり寄附金の増額(2,964千円)
- ・守山野洲行政事務組合精算金の計上(11,289千円)
- ・財源の更正による中学校施設整備事業債の減額(△30,500千円)

【歳出】

- ・財政調整基金への積立て(126,391千円)、まちづくり基金への積立て(2,964千円)
- ・地方創生臨時交付金活用事業の事業費確定に伴う財源更正
- ・自治振興交付金活用事業の事業費確定に伴う財源更正
- ・令和3年度新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業に係る国庫補助金返還金の計上(7,829千円)

□議第41号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要(3/31 専決)

- ・附則第8条第1項

肉用牛売却所得に係る市民税特例措置の適用期限の延長に関する改正

- ・附則第10条

令和3年度の法改正に伴う固定資産税の課税明細書の記載事項の特例に係る規定の整備に関する改正

- ・ 附則第 10 条の 2

法規定の新設に伴う条例規定の新設及び法規定の項ずれに伴う改正

→大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の割合を定める規定の新設（附則第 10 条の 2 第 21 項）

- ・ 附則第 10 条の 3

法規定の新設に伴う条例規定の新設及び当該新設規定による項ずれの改正

→大規模の修繕が行われたマンションに対する税額の減額を受けようとする者がすべき申告に関する規定の新設（附則第 10 条の 3 第 11 項）

- ・ 附則第 15 条の 2

法改正に伴う軽自動車税環境性能割の臨時的非課税措置に係る規定の削除及び当該削除に伴う規定の整備に関する改正

- ・ 附則第 15 条の 6 第 3 項

法改正に伴う軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減措置に係る規定の削除に関する改正

- ・ 附則第 16 条

法改正に伴う軽自動車税種別割のグリーン化特例期限の延長及び特例期限に関する規定の削除による項ずれに伴う改正

- ・ 附則第 17 条の 2

法改正に伴う優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例期限の延長に関する改正

- ・ 附則第 24 条

新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する改正

②施行日 令和 5 年 4 月 1 日

□議第 42 号 専決処分につき承認を求めることについて

（野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要（3／31 専決）

- ・ 附則第 2 項から附則第 5 項まで

法改正による項ずれに伴う改正

- ・ 附則第 16 項

法規定の新設及び当該新設規定による項ずれに伴う改正

②施行日 令和 5 年 4 月 1 日

□議第 43 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法施行令等の一部が改正されたこと、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者が、令和 5 年度において令和 4 年度に遡って国民健康保険に加入した場合に、遡及して課税する令和 4 年度分の国民健康保険税を減免の対象とするため、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要 (3/31 専決)

・第 2 条第 3 項及び第 23 条第 1 項

＜課税限度額に関する改正＞

→後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ (200,000 円→220,000 円)

＜軽減判定所得に関する改正＞

→ 5 割軽減 (285,000 円→290,000 円)、2 割軽減 (520,000 円→535,000 円) の基準の見直し

・附則第 24 項

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の特例に関し、令和 5 年度課税に係る令和 4 年度分の国民健康保険税を対象とすることを規定

②施行日 令和 5 年 4 月 1 日

2 補正予算 1 件

□議第 44 号 令和 5 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 26,714,139 千円
- ・補正額 185,394 千円
- ・補正後予算額 26,899,533 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上 (123,500 千円)
- ・低所得のひとり親世帯に対するひとり親世帯生活支援特別給付金の給付に係る国庫支出金の計上 (31,640 千円)
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る国庫支出金の計上 (31,148 千円)

【歳出】

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (114,000 千円) 及び事務費 (9,500 千円) の計上

- ・低所得のひとり親世帯に対するひとり親世帯生活支援特別給付金（30,000千円）及び事務費（1,640千円）の計上
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（27,500千円）及び事務費（2,754千円）の計上

3 条例制定・改廃 1件

口議第 45 号 野洲市印鑑条例及び野洲市手数料条例の一部を改正する条例

令和 5 年 5 月 11 日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部が施行されることに伴い、従来の個人番号カード利用者証明用電子証明書に加え、新たに移動端末設備用利用者証明用電子証明書を格納（搭載）したスマートフォンでもコンビニエンスストア等の多機能端末にて各種証明書の交付が可能となることから、関係する条例中の文言を整理するなど、所要の改正を行う。

施行日 令和 5 年 5 月 11 日